

懲戒処分の公表

令和 8 年 7 月 17 日

豊橋市長 長 坂 尚 登
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 朽 名 栄 治
豊橋市教育委員会

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

【事案概要】

- ・ 令和 2 年度から 4 年度及び令和 6 年度に、障害支援区分認定審査に使用される医師意見書の複写及び日付の改ざん。
- ・ 管理監督者の所属職員に対する指導・管理の不徹底による管理監督責任。

【処分内容】

(1) 職員本人

職種	事務職	事務職
年齢	50 歳代	30 歳代
性別	女	女
処分内容	減給 10 分の 1 を 1 月	
処分理由	地方公務員法第 33 条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号「法律等に違反した場合」、第 2 号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」及び第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。	

(2) 発生当時福祉部に所属した管理監督職 6 名（管理監督責任）

所属	健康部	上下水道局	教育部	福祉部	総合動植物公園	教育部
職務の級	参事	参事	参事	副参事	副参事	参事
年齢	50 歳代	50 歳代	50 歳代	40 歳代	50 歳代	50 歳代
性別	男	男	男	男	男	男
処分内容	訓告			厳重注意		

【処分年月日】

令和 8 年 7 月 17 日

【事案概要】

- ・ 令和 8 年 2 月 14 日（土）豊橋市内のスナックにて飲酒後、午前 4 時 30 分頃自家用車を運転し、酒気帯び運転による検挙。また、令和 8 年 5 月 27 日（水）午前 8 時 20 分頃、豊橋市高洲町地内において、運転免許取消中であるにも関わらず自家用車を運転し、無免許運転及び指定場所一時不停止等違反による検挙。
- ・ 管理監督者の所属職員に対する指導・管理の不徹底による管理監督責任。

【処分内容】

（１）職員本人

所属	看護局
職種	看護師
年齢	20 歳代
性別	女
処分内容	免職
処分理由	地方公務員法第 33 条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号「法律等に違反した場合」及び第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。

（２）管理監督職 2 名（管理監督責任）

所属	看護局	看護局
職務の級	参与	参事
年齢	50 歳代	50 歳代
性別	女	女
処分内容	訓告	

【処分年月日】

令和 8 年 7 月 17 日